

# Legal Networks

## 04

～健康保険料率・介護保険料率が変わりました！～  
(全国健康保険協会)

### 健康保険料率

全国健康保険協会  
東京支部  
9.91%  
2月(3月納付分)まで



全国健康保険協会  
東京支部  
9.90%  
3月(4月納付分)から

全国健康保険協会  
神奈川支部  
9.93%  
2月(3月納付分)まで



全国健康保険協会  
神奈川支部  
9.93%  
3月(4月納付分)から

※神奈川県は変更ございませんでした

### 介護保険料率

全国一律  
1.65%  
2月(3月納付分)まで



全国一律  
1.57%  
3月(4月納付分)から

3月から全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料率が変わりました。

当月の社会保険料を従業員の翌月の給与から控除している場合は、4月控除分から健康保険料が変わります。

※全国健康保険協会が管掌する保険料率は都道府県ごとに決められていますので、上記の東京都と神奈川県以外は協会けんぽホームページをご参照ください。

※協会けんぽHP  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/h30/300209>

併せて、介護保険料率も変更になりました。こちらは全国一律の料率となっております。

※組合管掌の健康保険料率につきましては、各組合にお問い合わせください。

～働き方改革の推進に向け労基署に『特別チーム』を新設予定～

厚生労働省は、平成30年4月から、全国の労働基準監督署に働き方改革の推進に向けた『特別チーム』を新設する方針です。

○特別チームとは

法令に関する知識や労務管理体制が不十分な中小企業などを対象に、法制度の周知と法令遵守により、働き方改革を推進するために新設されます。

特別チームには、「労働時間相談・支援班」と「調査・指導班」の2班で構成されます。  
※併せて「労働時間相談・支援コーナー」を設置予定。

### 【各班の特色】

「労働時間相談・支援班」は、労働時間に関する法制度を十分理解し、長時間労働の削減に取り組めるよう、きめ細やかな相談に応じる班。

「調査・指導班」は、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害抑制のための監督指導を専門的に実施する班。

「労働時間相談・支援コーナー」は、労働時間に関する法制度の周知と、長時間労働の削減に関するアドバイス、36協定★に関する窓口指導をする。

以上のように、労働基準監督署の組織が再編され、事業主様がより利用しやすくなる環境が整えられて行くと思われれます。  
より良い労働環境は、生産性の向上にもつながると思いますので、ご興味のある方は、是非利用してみてくださいはいかがでしょうか。

### ★36協定とは・・・

時間外・休日労働を適法に行わせるための、労働時間による協定のこと。時間外労働等をさせる「事由」「1日、および1か月や1年などについて延長できる時間数・労働させることができる休日数」などを定めます。

労基法36条に規定されていることから「36(さぶろく)協定」と呼ばれています。(1日8時間、週40時間を超えて働かせるためには36協定の締結・届出が必要になります)

### 4月の労務管理スケジュール

労務

4月新入社員の入社手続き



労務

4/1～4/30  
3月分の社会保険料の納付

労務

3月分(4月納付分)から  
協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率が変わり

税務

4/1～4/10  
3月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付



Legal Networks  
CORPORATION

社会保険労務士事務所 リーガルネットワークス

〒160-0022  
東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

<http://www.kintaiakanrikenkyuio.io>  
TEL:03-6403-0861

2018.4月号